

第1章 基礎条件

1 人口

現状と課題

本市の人口は昭和30年代後半から40年代にかけて大きく増加した後に、昭和62(1987)年9月の176,489人をピークに減少傾向を続け、一時は16万人台となっていましたが、平成14(2002)年からは再び増加に転じ、平成24(2012)年10月1日現在で174,162人と17万人台を回復しています。

しかし、平成24(2012)年3月に公表した「鎌倉市将来人口推計調査」によれば、本市の将来人口は、平成26(2014)年の174,301人をピークに減少し、平成31(2019)年には172,708人となり、平成44(2032)年には160,570人にまで減少することが予想されています。

平成24(2012)年と平成31(2019)年の人口を対比すると、0~14歳の年少人口は1,007人減少し20,008人(11.6%)に、15~64歳の生産年齢人口は4,749人減少し99,602人(57.7%)になることが推計されています。一方で、65歳以上の老年人口は4,278人増加し53,098人(30.7%)になり、少子高齢社会がより一層進行することが予測されます。(表2「本市の総人口及び年齢3階層別人口」参照)

また、世帯数は、人口の減少に伴い減少しますが、1世帯あたりの人数の減少の傾向が見られ、家族類型別にみると、特に高齢者の「単独世帯」が増加する反面、「夫婦と子からなる世帯」が減少することが予測されています。

年齢構成バランスが崩れ、地域のさまざまな活動を支える人口が減少すると、健全なコミュニティが損なわれるとともに、地域活力の低下や税収の減少などが生じます。そのため、人口と人口構成の両面から将来の人口動向を把握し、対応していく必要があります。

また、定住人口以外の人口構成要素として、本市へは年間約1,800万人の観光客(平成23(2011)年観光課調べ)の来訪があります。また、1日約42,000人の就業者・通学者(平成22(2010)年国勢調査)の流入があり、本市の活力とにぎわいを支えています。観光客がまちのにぎわいに寄与している一方、それに伴う交通渋滞といった影響もあり、市政運営を行うにあたっての課題となっています。

| 主つ | *キの終し口で | 7%年齢 2 附居団 1 5 | 7 / 「強合士心立人口推計調本」 | (平成24 (2012) 年3月) より) | |
|------------|-------------------|----------------|-------------------|-----------------------|--|
| <i>★</i> / | ANT (7) 総 A I I N | 化二甲酰 分路里加入上 | 1(日珠色田沿来入口推訂調管) | (平成/4 (/)) (上3日) より) | |

| | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 増減 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 総数 | 174,186 | 174,300 | 174,301 | 174,198 | 173,980 | 173,655 | 173,232 | 172,708 | -1,478 |
| 0~14歳 | 21,015 | 21,059 | 21,089 | 20,997 | 20,736 | 20,538 | 20,309 | 20,008 | -1,007 |
| 0.014成 | 12.1% | 12.1% | 12.1% | 12.1% | 11.9% | 11.8% | 11.7% | 11.6% | -0.5% |
| 15~64歳 | 104,351 | 102,959 | 101,661 | 100,665 | 100,183 | 99,811 | 99,638 | 99,602 | -4,749 |
| 15~64成 | 59.9% | 59.1% | 58.3% | 57.8% | 57.6% | 57.5% | 57.5% | 57.7% | -2.2% |
| 65歳以上 | 48,820 | 50,283 | 51,551 | 52,537 | 53,061 | 53,306 | 53,285 | 53,098 | 4,278 |
| ひろ成以上 | 28.0% | 28.8% | 29.6% | 30.2% | 30.5% | 30.7% | 30.8% | 30.7% | 2.7% |

- ★1 各年齢層における割合は構成比率を示し、端数計算の関係上、合計が100%にならない場合があります。
- ★2 各年1月1日現在

基本方針

- ●本市の人口は減少傾向で推移していくことが見込まれていますが、将来に向け地域の特性を生かしながら、次代の鎌倉を支える年少人口の確保に努め、少子高齢社会の進行への対応準備を行いつつ、年齢構成バランスに配慮し、総人口の緩やかな減少にとどめます。
- ●環境を保全しつつ魅力ある居住環境の整備、子どもを安心して生み、健やかに育てられる子育てのしや すい環境づくりなどにより、特に、若年ファミリー層を中心とした子育て世帯の転入促進と転出抑制を めざします。
- ●本市を訪れる観光客や、本市で活動する就業者・通学者などの人たちについても、まちに活力とにぎわいをもたらすよう本市からの情報発信を図るとともに、連携・協力をめざします。
- ●厳しい財政状況のなか、高齢社会に対応するため、高齢者の方々の自立促進を図る施策の推進や、地域のなかで助け合う共助の促進を進めます。

2 土地利用

現状と課題

約3,953へクタールの市域のうち約2,569へクタールが市街化区域*1、約1,384へクタールが市街化調整区域*2となっています。また、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号。以下「古都保存法」という。)による指定区域(歴史的風土保存区域*3)が約989へクタール(このうち歴史的風土特別保存地区*4が約573.6へクタール)、加えて、首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)による指定区域(近郊緑地保全区域*5)が約294へクタール(このうち近郊緑地特別保全地区*6が約131へクタール)、都市緑地法(昭和48年法律第72号)による特別緑地保全地区*7が10箇所、約48.8へクタールあり、市域の約3分の1の面積を占めています。この区域の多くは緑地で市街地を分節化する都市構造となっており、古都としてのまちのたたずまいを醸し出す重要な要素となっています。

具体的な土地利用として、住宅系用地は河川周辺や海浜部に向けて広がりを見せる平坦地域と、谷戸地 形を利用した古くから住宅が建ち並ぶ地域、丘陵を宅地開発することでつくり出された地域等で市域の約 3分の1の雨積を占めています。

そのほか、観光の拠点となる地域、農業、漁業、工業、商業のそれぞれの特性により土地利用されてきた地域等で構成されています。

市民の日常生活や生産活動の重要な基盤である市域は、将来の世代へ継承する貴重な資源です。地域の歴史的・自然的な特性を十分に生かすとともに、周辺景観との調和や活力あるまちづくりを進めるため、規制と誘導のもとに総合的かつ均衡のとれた土地利用を行っていく必要があります。

基本方針 -

- ●本市の最大の特徴である歴史的遺産や文化資源^{※8}とそれを取り巻く豊かな自然環境を保全しつつ、良好な景観形成や地域・地区の特徴を生かした都市環境と生活環境の維持・発展を図るため、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。
- ●鎌倉らしさを継承する地域や、都市基盤を強化する地域、鎌倉の新たな魅力を創造していく地域など、 それぞれの地域の個性を引き出す土地利用を図ります。特に、鎌倉地域周辺は、現存する歴史的自然的 環境を保全し、歴史的遺産をさらに活用するとともに、古都保存法制定の経緯を踏まえた上で、周辺へ の景観や環境と一体となったまちづくりを進めます。
- ●鎌倉駅・大船駅周辺は、地域の特性を生かした都市拠点として整備していきます。
- ●深沢地域国鉄跡地周辺における土地利用は、都市基盤の強化や、多様な機能の導入により、新しい都市 拠点として整備していきます。

^{※1 「}市街化区域」…都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

^{※2「}市街化調整区域」…都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

^{※3 「}歴史的風土保存区域」…古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき、古都における歴史的風土を保存するために必要な土地の区域として、国土交通大臣が 指定するもの。

^{※4「&}lt;mark>歴史的風土特別保存地区」</mark>…歴史的風土保存区域内において、歴史的風土の保存上枢要な部分を構成している地域について、歴史的風土保存計画に基づき府県又は政令市が都市計画に定めるもの。

^{※5「}近郊緑地保全区域」…首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏の近郊整備地帯内の樹林地等で相当規模を有しているもののうち、無秩序な市街化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる首都及びその周辺の住民の健全な心身の保持及び増進等の効果が著しい区域を、国土交通大臣が指定するもの。

- ●腰越駅周辺や玉縄地域は、計画的に土地利用を進めるための方針を明らかにし、海浜部は鎌倉らしさを回復し、その魅力を高めていきます。
- ●東日本大震災を踏まえ、津波対策、避難対策などを考慮し、災害に強い安全・安心なまちの実現を図ります。

●利用区分ごとの方針

新たな土地利用の誘導も含め、住宅系土地利用、商業系土地利用、工業系土地利用等異なる土地利用の調和のとれた配置を実現します。また、良好な市街地環境が形成されるよう、必要な市街地整備を図り、特に基盤未整備地区においては、市民生活の向上をめざした整備を行います。

(1) 住宅系土地

住宅都市としての鎌倉の特性を継承し、さらに磨きをかけるため、住宅系土地利用の維持、良好な住環境の保全・創造に重点を置きます。

(2) 商業・工業系土地

市民へのサービスの提供、都市としての性格や税収のバランスの維持、新たな職住近接の実現を図るため、商業や工業系土地利用の維持を図るとともに、適切な土地利用への誘導を図ります。また、観光都市としての性格も考慮し、観光施設や文化施設等、鎌倉を楽しむための土地利用を誘導します。

(3)農地

関谷・城廻地区に広がる農地と市内各所に点在する農地について、都市農業として地域に即した農業の振興を図るため、限りある優良農地を確保するとともに、高齢化や担い手不足により遊休化する農地の解消対策に努めます。また、鎌倉市の都市環境形成上の貴重な緑地空間としても位置づけ、保全を図ります。

(4)緑地

鎌倉地域を囲む緑地やその他のまとまった規模の緑地(主に市街化調整区域)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、古都保存法、首都圏近郊緑地保全法等の法規制により担保された緑地、市街化区域内の大規模緑地、その他の市街化区域内の一団の緑地については、都市緑地法に基づき策定した「鎌倉市緑の基本計画」に基づいて、保全・活用を図り、適正な管理や支援に努めます。

(5)海岸·河川

海岸については、市民の安全で快適なレクリエーションの場や沿岸漁業推進の基盤としての位置づけにも留意して保全を図ります。河川については、治水を基本とし、それぞれの河川の持つ特性を生かしながら市民の親しめる水辺空間として、景観の保全や浄化の推進など系統的な整備を図ります。

(6) 道路

道路は、都市の骨格を形成する施設であり、単に交通の利便を目的とするだけでなく、都市空間及び防災空間としての多面的機能を併せ持つことから、市民が安全で快適な生活を送れるよう整備を図ります。

^{※6&}lt;mark>「近郊緑地特別保全地区」</mark>…近郊緑地保全区域内の特別緑地保全地区で、近郊緑地保全区域内において近郊緑地の保全のために特に必要とされるもの。

^{※7 「}特別緑地保全地区」…都市緑地法に基づき、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等を現状凍結的に保全することを目的として、都道府県又は市町村が都市計画に定めるもの。

3 環境

現状と課題

歴史的遺産とこれらをとりまく自然的環境は、鎌倉の個性であり資源です。

昭和35 (1960) 年頃からの急激な宅地造成から自然環境を守るために、鎌倉の文化人や多くの市民の力が集結した日本初のナショナルトラスト運動*1は、古都保存法制定の契機となりました。その後、平成8 (1996) 年には全国に先がけて「鎌倉市緑の基本計画」を策定するなど、さまざまな緑の保全施策を推進し、平成16 (2004) 年までには、長年の懸案であった三大緑地(広町・台峯・常盤山) の保全への道筋をつけ、市民との連携により維持管理に努めるなど、緑地保全に積極的に取り組んできました。

このように、本市では、市民が環境保全のために自発的に行動してきたという長い伝統が培われており、 市内には環境保全活動に取り組む団体が数多く存在し、自ら行動する鎌倉の良き伝統が受け継がれています。 また、景観形成に関する意識も高く、古都としての風格を基調とし、地域の特性を生かした都市景観形 成に関する施策が積極的に行われています。

本市では、ごみの減量・資源化を推進するため、平成2(1990)年度から「ごみダイエット運動」を展開し、平成8(1996)年11月には、「ごみ半減都市宣言」を行いました。

平成9 (1997) 年度からは、家庭からの廃棄物の5分別収集 (燃やすごみ、燃えないごみ、資源物、危険・有害ごみ、粗大ごみ) を開始し、その後も資源物は、飲食用カン・ビン、新聞などの紙類、衣類の分別から始まり、植木剪定材、ペットボトル、容器包装プラスチック、廃食用油までに拡大するなど、さまざまな分別収集・資源化を他市に先がけて取り組み、市民の方々の理解と協力のもと、積極的に資源の再生利用を進めてきました。その結果、環境省がリサイクル率の順位を発表した平成16 (2004) 年度から5年連続で、資源化率日本一(人口10万人以上の都市) を達成するなど、具体的な成果として表れています。

今後も、事業所、家庭等において、各々が廃棄物の排出を少なくするよう工夫することで、まず廃棄物の発生自体を抑制し、さらに再使用、再生利用を促進することで、循環型社会の構築を進めていかなければなりません。

本市は、国際観光都市として栄え、現在では全国・世界各地から年間延べ1,800 万人前後の観光客が訪れ、まちのにぎわいを与えています。その反面、来訪者が増加することで、交通渋滞による大気の汚染や騒音の増加、ごみのポイ捨てなどによる美化の問題などのさまざまな環境問題に対する施策を講じています。

こうした先駆的な取組により守られてきた、本市の豊かな環境を次世代に継承していくためにも、緑や ごみなどの問題を自らの課題として受けとめ、さらに環境への負荷を軽減するためにライフスタイルを見 直すなど、身近な環境問題に積極的かつ継続的に取り組むことが市民一人ひとりに求められています。

さらに、東日本大震災を受け、エネルギーに対する考え方の根本からの見直しが求められています。

基本方針

- ●人と自然、歴史的遺産が共存し、環境への負荷が少ない持続可能な社会の形成に向けて、環境基本計画 等に基づいて総合的・計画的に環境行政を推進していきます。
- ●国際的視野を持って、日常生活や事業活動から地球環境の保全を進めます。
- ●人の健康が保護され、生活環境が保全されるよう大気、水、土壌等を良好な状態に保持します。
- ●歴史的文化的遺産及びそれを取り巻く自然環境を保全・活用することにより、伝統と文化の薫り高い歴 史的文化的環境を確保します。
- ●地域性豊かな都市景観と居住環境を継承・発展させ、緑地、水辺地等を計画に沿って保全することにより、うるおいとやすらぎのある良好な都市環境を創造します。
- ●野生動植物の生息や生育に配慮し、健全な生態系を保持するとともに、人と自然の豊かなふれあいを確保します。
- ●廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用やエネルギーの有効利用に努め、循環型社会を形成します。
- ●地域の環境への関心が高まり、自発的な環境保全活動につながるよう、さまざまな施策に取り組みます。
- ●世界規模で進行する地球温暖化や東日本大震災を受けたエネルギー政策の転換を見据え、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入を促進します。
- ●放射性物質について、情報の収集と提供に努め、適切に対応します。

第2章 計画の推進に向けた考え方

長引く景気の低迷や少子高齢・人口減少社会の進行など、地方公共団体をとりまく社会経済状況は、厳しさを増しています。

本市ではこれまでも、行財政改革に関するプランを基軸に、職員数適正化の推進、給与の見直しによる経費の削減や収入確保策など、健全な行財政運営に向けた取組を進めてきました。

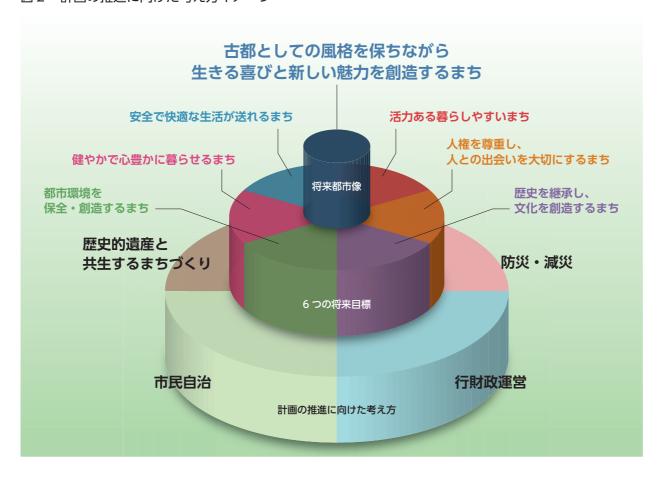
しかしながら、今後、東日本大震災を踏まえた防災、減災対策*1や公共施設の老朽化対策への対応に迫られ、本市の行財政運営は、危機的な状況を迎えています。

このため、これまでの行財政運営のあり方を改め、新たな課題に柔軟に対応できる持続可能な行財政運営に転換することが喫緊の課題となっています。メリハリのある、効率的な行財政運営を行っていくことはもちろんのこと、市民力・地域力を生かした市民自治の考え方を大胆に取り入れた持続可能な都市経営を進めていくことが必要となります。

そこで、本章では「市民自治」、「行財政運営」、「防災・減災」を、6つの将来目標を支えるための基本となる「計画の推進に向けた考え方」として位置づけました。

また、「歴史的遺産と共生するまちづくり」についても、鎌倉の貴重な歴史的遺産を守り、発信するとともに、それらと共生するまちづくりを進めていく必要があることから、「計画の推進に向けた考え方」として位置づけることとしました。

図2 計画の推進に向けた考え方イメージ



1. 市民自治

現状と課題

本市は昭和48(1973)年に、市民の参加と連帯でつくる市民自治をめざし、鎌倉市民憲章を制定し、まちづくりの基本となる方向を定めました。

これを受けた第3次鎌倉市総合計画基本構想の基本理念では、市民自治の確立として「まちの主権者である市民の英知を集め、真の地方自治の確立をめざします」と掲げています。

また、地域のことは自らの力で解決しようとする市民力・地域力を生かした取組がこれまでも活発に行われており、地域の課題解決に向けた新たな取組も始まっています。今後、こうした取組の更なる発展が期待されます。

さらに、東日本大震災を受け、災害時や緊急時における、地域内の相互協力による活動や連帯意識の重要性が再確認されており、地方自治の確立においても、市民自治のより一層の推進が求められています。

その一方で、本市においても、核家族化や少子高齢社会の進展、ライフスタイルの変化などにより、地域コミュニティが薄れつつあります。その中で家庭・地域における人間的なつながりや心豊かな生活をともに送る場としての地域コミュニティの重要性が高まっており、学校区単位など、日常生活に密着した身近な地域コミュニティが求められています。

だれもが身近な地域で気軽にできるコミュニティ活動の場や活動に参加しやすい環境整備などの仕組みづくりが必要とされています。また、地域の核となる人材の育成と、地域活動を担う人材の研修の充実が必要とされています。

市民が市政に参画し、行政との協働のまちづくりを進めていくためには、市政などに関する情報がわかりやすく、的確に提供される必要があります。

また、広聴活動への参加者は高齢者が多い傾向にあり、特に若い世代を始めとした、幅広い市民の声を受け止めていくことが求められています。

さらに、最近では情報技術の発達や、ソーシャル・ネットワーキング・サービス*2の普及に伴い、行政による情報提供の手段が多様化しており、これらのサービスの広報・広聴活動における有用性の研究も課題となってきています。

市民協働を担う、NPOなどの団体の構成員も高齢化しています。市民との協働を継続して進めていくためにも若者のまちづくりへの参画意識を高め、まちづくりに参画できる機会を増やしていくことが必要になっています。

また、少子高齢社会が進行する中で、高齢者や障害者の見守り、障害のある児童を含めた子育て支援を地域でいかに担っていくかが課題となっています。

地域活動を活性化するために、自治町内会、ボランティア団体、当事者団体、事業者、NPOなどの団体、行政などとの連携を強化するとともに、情報の共有化を進めることが必要とされています。

● 市民自治の確立に向けた意識の醸成

市民にとって身近なことはできる限り地域で行うとする「市民のための地方自治」を推進するため、関連施策に取り組む中で市民意識の醸成を図ります。

2 地域コミュニティの活性化

- (1)地域コミュニティの活性化に向けて、地域コミュニティの範囲や将来の姿を市民とともに検討し、地域の自主的な活動を推進します。
- (2)地域コミュニティの特徴や課題を踏まえた、きめ細かな行政サービスのあり方について検討します。
- (3)地域コミュニティを形成する団体の活動や、団体間、市民相互の交流機会の場づくりを行うとともに、だれもが活動に参加しやすい環境の整備に努めます。
- (4)活動を担うリーダーの育成や情報提供などにより、コミュニティ活動を支援します。

3 市民参画のための広報・広聴

- (1)見やすくわかりやすい広報紙やホームページづくりを行うなど、さまざまな媒体を活用し、行政情報を積極的に提供するとともに、だれにでも必要な情報が伝わるよう、広報活動の充実に努めます。
- (2) さまざまな方法と場を通して、きめ細かく市民の意見を聴き取るとともに、行政情報をわかりやすく提供して、政策形成や評価の過程への市民参画を図り、市民との合意形成を重んじます。
- (3)一方的な情報提供だけでなく、若者を中心とした広聴活動の充実や市民の意見・要望等の公表を積極的に進めていくとともに、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを含めた、さまざまな手法を活用した広報・広聴活動に努めます。

4 協働によるまちづくり

- (1)施策の展開や事業実施にあたっては、市民ニーズに応じたきめ細かな質の高い行政サービスの提供 や、個性豊かで活力ある地域社会の構築をめざして、市民・事業者・NPO・教育機関なども含め て協働の推進を図ります。
- (2)市民と行政との協働によるまちづくりにより、きめ細かく市民ニーズに対応することをめざします。

⑤ 地域福祉*1の推進

- (1)地域住民が中心となって、地域の生活課題を受け止め、解決するための見守り支え合う地域づくりを支援します。
- (2)地域の福祉資源*2の有効活用を図る観点からも異世代間交流等を積極的に進めるとともに、子どものときから福祉について学習し、ふれあいができる環境づくりに努めます。
- (3)住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、利用者本位のサービスが受けられる仕組みづくりを支援します。

2. 行財政運営

現状と課題

本市では、市民サービスの向上を図るため、限られた資源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、平成11(1999)年度からの「鎌倉行財政プラン」、平成18(2006)年度からの「鎌倉行政経営経営戦略プラン」に続き、平成23(2011)年度から27(2015)年度までを計画期間とする「新鎌倉行政経営戦略プラン(以下「新プラン」という。)」を策定し、職員数適正化の推進や職員給与の見直しによる経費の削減、市税徴収率の向上策やネーミングライツ*3の導入等による収入確保の取組など、積極的な行財政改革を推進してきました。

しかしながら、行財政運営の前提となる本市の財政状況は、歳入の根幹を成す市税収入の大きな増加が 見込めないこと、扶助費*4などの毎年経常的に支出される義務的経費が増加傾向にあることなどから、財 政の硬直化が進んでいます。

こうした中で、平成24(2012)年度にスタートした第2期基本計画後期実施計画では、これまで実施してきた継続事業に新たな事業が加わったことにより、計画規模が拡大し、大きな財源不足(4年間で107億円の不足)が生じる結果となり、さらに、東日本大震災を踏まえた防災・減災対策や公共施設の老朽化に伴う維持管理・建替費用の増大など、新たな、そして緊急を要する課題への取組が求められています。

第2期基本計画後期実施計画事業の確実な実現に向けては、新プランの取組の実施に加え、事業の繰延べや事業内容の見直しを行うとともに、平成24(2012)年8月からは、職員給与の暫定削減を実施し、財源確保に努めてきましたが、こうした取組にも限界があり、新たな課題に対応した持続可能な都市経営を行うことが困難になってきています。

また、国による地方分権の取組は着実に進められ、事務や権限、税財源の移譲が進み、地方が決定すべきことは、地方が自ら決定するという地方自治本来の姿に向かって改革が進んでいます。権限や裁量の拡大は、「真の地方自治の確立」に結び付く一方、それぞれの地方公共団体の都市経営における責任の範囲が広がることにもつながります。

「最少の経費で最大の効果を挙げる」とする地方自治法(昭和22年法律第67号)の基本原則に立ち返り、 行政の効率化をこれまで以上に高めるとともに、事業の担い手の再検討や受益と負担の明確化、従来型の 「あれもこれも」から「あれかこれか」といった選択と集中を基本に、真に市民に必要な行政サービスを市 民・行政自らの責任で自主的に選択するとともに、歳入確保のための取組もこれまで以上に進めていかな ければなりません。

今こそ、危機的状況にある、硬直化した行財政運営を改め、持続可能な都市経営をこれまで以上に推進するとともに、市民力・地域力を発揮し、鎌倉が誇る資源を生かしながら、新しい魅力を創造し続けるため、新たな視点からの対応が求められています。

^{※3「}ネーミングライツ」…市が有する施設やイベントの名称に企業名や商品名等の愛称を付与し、広く一般にPRする方法。市は、その命名権者(ネーミングライツパートナー)から対価を得て、当該施設等の維持管理や運営に充てることとしている。

^{※4「}扶助費」…社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、または、老人福祉法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものとがあり、現金・物品を問わず、被扶助者に対して支給される福祉施策の根幹を成す経費である。

● 事業の選択と集中

新たな課題に対処し、真に市民が必要とする行政サービスに注力するため、特に優先して取り組んでいく施策を明確にし、選択と集中による行財政運営を徹底します。

2 公共施設マネジメントの推進

今後の公共建築物のあり方(維持・管理・更新)を示した「鎌倉市公共施設再編計画基本方針(平成25 (2013)年4月策定)」に即し、施設の適切な規模やあり方を見直し、適正な公共建築物の再編を推進します。また、インフラの維持管理についても、将来のあり方について検討し、公共建築物とともに、次の世代に過大な負担を残さない公共施設のマネジメントを着実に推進します。

3 新たな事業手法を積極的に導入した歳出削減

地域との協働や事業委託、民間活力の活用などの効率的・効果的な事業手法を積極的に導入し、創意 工夫を図る中で歳出削減を図ります。

4 徹底した行政の効率化による歳出抑制

- (1)従来からの成果を重視した目標管理による戦略的な行政経営*1を進めるとともに、行政評価や人事 評価などの経営手法を効果的に活用し、効率良く行政目標の達成に努めます。
- (2)政策形成過程において、市民ニーズを的確に把握し、目標達成のための手段の最適化と適時な事業の見直しを図ります。
- (3)業務プロセスの見直しと業務に応じた職員数の適正化を図るとともに、職員の意識改革と資質の向上に努めます。
- (4) 縦割の業務の進め方から脱却し、組織横断的に行政課題を解決していきます。

6 歳入確保策の強化

これまで取り組んできた市税徴収率の向上策等に加えて、本市の魅力やブランド力*2を生かした歳入確保策をさまざまな視点から研究します。また、市内産業を育成・発展させることにより、地域経済の活性化と雇用の創出を図り、市税収入の確保に努めます。さらに、国と地方の税財源の適正化に向けた働きかけについても継続して行います。

6 さまざまな主体による都市経営

- (1)個性豊かで活力ある地域社会の実現をめざすため、福祉、教育、まちづくりなどで、市民や地域の視点に立った、自立性のある総合的で質の高い行政サービスを推進します。
- (2)地方分権の基本理念に則り、市民と地域の視点での政策形成の創意工夫を発揮し、課題解決のできる組織体制の整備を行います。
- (3)行うべき業務の役割分担について、行政・市民・事業者・NPO等などの担い手を明らかにします。

⑦ 広域行政の推進・関係諸機関との連携

- (1)交通・環境・市街地整備・施設利用など、さまざまな分野の共通課題において、県や周辺の地方公共団体、関係諸機関などとの連携や協力を推進します。
- (2)地震などの災害対策、緊急事態対策、救急医療対策など、非常時・緊急時の広域での協力体制整備に努めます。

3. 防災•減災

現状と課題

市民の生命や財産を守ることはもちろんのこと、中世由来の都市としての背景と基盤を持つ本市においては、多くの歴史的文化的資源や豊かな歴史的文化的環境を、いかに災害から守るかということが、大きな課題となっています。また、風光明媚な海岸線を有する観光地として、年間を通じて多くの観光客が訪れることから、帰宅困難者*3対策など災害時の対応が課題となっています。

東日本大震災を受け、国・県による地震被害想定や津波浸水予測が進められていますが、沿岸部に位置する本市では、津波被害などの深刻な被害が想定されています。

こうした災害に備え、災害の発生と被害を完全に防ぐことが不可能であるとしても、災害時の被害を最 小化する「減災」という考え方から、災害に強いしなやかなまちづくりを進める必要があります。

災害に強いしなやかなまちづくりに向けて、主に次のような課題があります。

- 少子高齢社会の進行、近隣社会における相互扶助意識の希薄化など、地域社会における災害脆弱性の拡大と深刻化が懸念されています。
- ◆大規模災害においては、防災施設整備などのハード面からの防災対応に限界があるため、徹底した防 災教育等のソフト面を充実し、市民力・地域力による取組をより一層高めていくことが必要です。
- ◆大規模災害の発生時においては、さまざまな環境や状況のもとにある市民や市職員等に対して、適時、 的確な情報を迅速かつ確実に伝えることがきわめて重要です。
- ●広域で甚大な災害が発生した場合には、災害応急対策全般にわたる広域応援が求められます。
- ●災害時には、性別、年齢、障害の有無などの個別事情や、妊産婦、乳幼児や子どものいる家族等への 配慮が必要となっており、こうしたニーズの違いを踏まえた被災者支援には、日頃から介護や子育て を担うことが多い女性の視点を重視する必要があります。
- ◆大規模災害では、火災や水害・土砂災害などをはじめとする二次災害が引き起こされる可能性があり、 施設の点検、応急措置、環境モニタリング等が必要となります。
- ●津波等により大量の災害廃棄物が発生することが予想されるため、その処理対策や被災建築物等の解体・撤去等が円滑に行えるよう、所有者等との緊急的な承諾処置、公費による解体・処理の是非などの検討が必要です。

次ページに続く

^{※1 「&}lt;u>行政経営」</u>…予算や人員を投資して行われた事業が、市民にどれだけ高い満足度を提供したかという成果を重視し、事業目標を定め、その達成に必要な組織等の体制を整え、限られた行政資源を効率的かつ有効に活用して行政活動を展開していこうとすること。

^{※2 「}ブランドカー・ブランドが持つ魅力や信頼、または、ブランド自体の評価や価値の高さなどを意味する表現。

^{※3 「}帰宅困難者」…大災害で公共交通機関が止まった際、勤務先や通学先から自宅までの距離があり、徒歩での帰宅が難しい人。内閣府は、20キロ以上の全員を帰宅困難者としている。帰宅困難者が大量発生した場合、集団転倒のほか、火災に巻き込まれたり、建物からの落下物に当たったりして二次的な死傷者が出るおそれがある。

- ●自助・共助を進めるためには、これらを支えたり促したりする仕組みが必要であり、自らと家族の避難方法の確認、防災情報の入手先や活用方法の確認、家庭や企業での備蓄、地震保険等への加入の促進など、自助を促すための取組や、自主防災組織*1、NGO、NPO、各種法人、ボランティアの支援などの、共助を促すための取組を進める必要があります。
- ●企業の能力や保有資源の活用、企業が担う社会的機能の維持などが求められるため、制度的な位置づけを検討することが必要となります。

● 防災力の向上に向けた取組及び連携

(1) 防災の基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を災害対応の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えていきます。

(2) 各主体相互の協調

地域の防災力を向上させるためには、市民、企業、市、その他防災関係機関が自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取組を進めることが基本です。また、国や県の支援も重要です。

(3)対策の総合的な展開

長期的には災害に強い安全なまちづくりを進めながら、都市の防災性の向上を図ること、災害の発生に備えた事前準備を進めること、想定される被害の様相に対応した応急活動対策を定め、その実効性を確保するための訓練等に努めること、さらに復旧・復興対策の検討等と調和を保ちながら総合的に展開していきます。

(4) 防災に関する諸対策の推進

防災に関する諸対策の推進にあたっては、市民、企業等の主体的な取組と最も密着した市の役割が大きいことから、本市は、これらの取組が円滑に進むよう、国及び県との連絡・調整に努め、必要に応じて支援を受けるとともに、所掌する施設等の防災性の向上に努めます。

(5) 地域の連携

義している。

災害発生時には、市民、地域の主体的な取組と本市の防災力が一体となった対応を図ることが、被害を軽減、減少させることにつながります。そのため、市民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるとの認識を持ち、平常時から食糧、飲料水等の備蓄や防災訓練への参加などの事前の準備を行うとともに、災害発生時には自らの安全を守る行動、初期消火活動、近隣の災害時要援護者*2等の救助、避難所における自発的行動、自主防災組織、消防団、企業、ボランティア等と連携した防災活動を実施することが重要です。

(6) 広域的な連携

消防力等を最大限に発揮するとともに、被害状況と応急対策活動の状況を把握し、応援体制を活用するなど、防災活動を機動的に推進することが重要です。本市は、広域的な応援を受けることが必要と認められるときは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)などの関係法令及び相互応援協定により、国、県、他市町村等に対して協力・支援を求めます。

(7)関係機関との連携・調整

平常時では鎌倉市防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、地域防災計画の進捗の調整を 図ります。また、災害発生時には、県や防災関係機関と連携を図りながら、災害対策本部において市 域における応急活動対策の調整を行います。

2 女性の視点を踏まえた取組

被災時における男女のニーズの違いに十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点を意識した地域防災計画の推進に努めます。

③ 鎌倉市業務継続計画 (BCP)**の運用

本市では、災害等が発生した際に、災害応急業務について全力で取り組むとともに、市民の生活に重大な影響を与える通常業務についても、中断することなく継続して遂行していくための体制を整備し、地震災害時における鎌倉市業務継続計画(BCP)の運用に努めます。

4. 歴史的遺産と共生するまちづくり ~世界遺産のあるまちをめざして~

現状と課題

鎌倉市は、豊かな緑に囲まれた多くの歴史的遺産と人の暮らしが共存するまちです。鎌倉の持つこうした魅力は、先人達のたゆまない努力により築きあげられ、長い歴史の中で見舞われた災害などを乗り越えてきました。市民の誇りであるこの魅力や個性は、世界的に価値ある人類共通の遺産として、大切に守るとともに、内外に向けて発信していく必要があります。

平成4 (1992)年、「古都鎌倉の社寺ほか」が、国(文化庁)により、今後登録推薦していく物件を示す「暫定リスト」の中に記載され、ユネスコ*1に提出されました。これをきっかけに、本市でも、貴重な歴史的遺産を、末永く、確実に保全していくことを重要な取組と位置付け、平成8 (1996)年からの第3次鎌倉市総合計画第1期基本計画に「世界遺産一覧表への登載」を明記し、世界遺産登録をめざすこととしました。その後、学術調査、構成資産の整備、推薦書原案の基礎資料作成など、世界遺産登録に向けた取組を、市民、事業者、学識経験者、関係機関との協力・連携の下に進める中で、神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市(4県市)世界遺産登録推進委員会において、「武家の古都・鎌倉」としての推薦書原案を作成しました。

平成24(2012)年1月には、国からユネスコ世界遺産センターへ正式に推薦書が提出され、同年9月の 現地調査やイコモス(国際記念物遺跡会議)専門家会議を経て、平成25(2013)年4月30日、イコモスから「武家の古都・鎌倉」に対する「不記載」の勧告が出されました。これを受け、世界遺産登録にともに取り 組む4県市で協議を行い、再推薦への最善の道として、取下げの意向を国に伝え、同年6月、推薦書が取り下げられました。

イコモスの勧告では、「武家の古都・鎌倉」は、「現在の構成資産では、主張する価値のうち武家の精神的な側面は示されているが、防御的側面については部分的にのみ示されており、さらにその他の観点(都市計画、経済活動、人々の暮らし)についての証拠が欠けているという完全性の観点、及び比較検討の観点から、顕著な普遍的価値を証明できていない。*1」とされました。また、「資産に影響を与える要因」として、「都市的圧力(建築物、交通)及びさまざまな自然環境リスク(地震、津波、嵐、火災)が資産に対する主たる脅威であると考える。もし観光客による来訪をコントロールすることができなければ、これもまた資産の保全に悪影響を及ぼす圧力となり得る。*2」とされました。

これまでも、世界に誇る貴重な歴史的遺産を保全・活用し、後世に伝えるとともに、その文化の保存・継承に努めていくことを都市の将来目標に位置付けてきました。今後は、さらに鎌倉の歴史や文化を身近に感じ、海や山などの自然を大切にする気持ちを育みながら、歴史的遺産の保全にとどまらず、市民が暮らしやすく、誇りに思えるまちづくりを進めます。

それにあたっては、世界遺産のあるまちをめざす視点もあわせ持ち、行政分野全般にわたって、諸課題の解決に向けた取組を進めていく必要があります。

- ★1 文化庁報道発表資料より
- ★2 神奈川県·横浜市·鎌倉市·逗子市世界遺産登録推進委員会発表資料より

〈計画の推進に向けた考え方〉



● 鎌倉の魅力や価値の共有

鎌倉の歴史的遺産は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)や古都保存法などの各種法律を活用することにより守られてきました。今後は、これまでの取組に加え、市民・事業者・行政が一丸となって、歴史的遺産と人の暮らしが共生するまちづくりに向けた取組を進めることが求められます。そのためには、まず、市内の小・中学校をはじめとする教育機関等との連携による学ぶ機会の充実のほか、幅広い世代へ多様な学習機会を提供することなどを通じて、市民が鎌倉の魅力や価値を共有することで、これらの遺産を確実に守り、後世に伝えることにつなげていきます。

2 「住み続けたい、住んでみたい、訪れたい」 まちづくりに向けて

(1) 歴史的遺産の保全

史跡の指定や保存管理、公有地化を進めるとともに、文化財の発掘調査や保存修理を進めることで、本市の貴重な歴史的遺産の保全に努めます。また、鎌倉のまちづくりの歴史や風致景観に配慮しつつ、多くの歴史的遺産をいかに災害から守るかという課題についても検討を進めます。

(2)景観向上の促進

古都保存法や景観法(平成16年法律第110号)などの法制度だけでなく、条例その他さまざまな手法を活用して適正な規制誘導を行うことで、景観向上に努めます。

(3) 「人」 優先の交通環境の実現

パーク&ライド*2など、交通需要マネジメント施策を展開するとともに、公共交通機関への利用促進を図り、流入交通量の増加を抑え、快適な交通環境を確保します。併せて、関係機関等と連携を図りながら道路整備を進め、歩行空間の改善に向けた検討を進めます。

次ページに続く

(4) 防災対策の推進

防潮堤、防潮扉などの海岸保全施設*1の整備に向けた取組や、津波避難路の整備など、市民・観光 客等の安全対策を進めます。

(5) 観光と市民生活の両立

観光と市民生活の二面性を両立させ、歴史や文化を継承し、観光を通じたまちづくり、人づくりによって市民や観光客が豊かな生活・観光を享受できるように努めます。

(6) 環境美化の促進

散乱ごみ対策や路上喫煙対策など、まち美化の取組を進めます。

3 世界遺産登録の推進

鎌倉の貴重な歴史的遺産を守り伝えていくための具体的な取組の一つに世界遺産登録があります。世界遺産のあるまちをめざすための基盤を整えるとともに、世界遺産登録に結びつくコンセプトの再検討を進めます。







若宮大路

第3章 第3期基本計画の施策体系

1 体系の見方

第3次鎌倉市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3段階から構成され、それぞれの中で将来都市像をはじめ、将来目標、分野、施策の方針などを示しています。それぞれの関係や意義などを体系的に示すと次のようになります。

将来都市像

古都としての風格を保ちながら、 生きる喜びと新しい魅力を創造するまち

第3次鎌倉市総合計画における最上位の目標です。

将来目標

〔具体例〕

第5章 安全で快適な生活が送れるまち

将来都市像を実現するための、6つの将来目標と その方向性を掲げています。

基本構想

分野

[具体例]

(1) 防災・安全

6つの将来目標を実現するための、 政策を**24**の分野別に示しています。

基本計画

施策の方針

〔具体例〕

① 地震対策・風水害対策の充実

24の分野別政策を展開するための、 51の施策の方針を示しています。

実施計画

事業

〔具体例〕 災害時広報事業

主施策を展開するための、具体的な事業の概要を示します。

2 第3次鎌倉市総合計画 第3期基本計画 施策体系図

| 基本構想 | | 第3期基本計画 | | 計画の推進に | | | に |
|----------------------|----------------------------------|----------------------|---|--------|-------|------|-----------------|
| 将亚 | 将来目標 | 分野 | 施策の方針 | 向けた考えが | | | 方 |
| 将来都市像 | 第1章 人権を尊重し、 人との出会いを | (1)平和 | ①平和推進事業の充実 | 市 | 行 | 防 | 歴 |
| | | (2)人権 | ①人権施策の充実 | 市民自治 | 行財政運営 | 防災・は | 史的 |
| 都 | 大切にするまち | (3)多文化共生社会 | ①多文化共生社会の推進 | 70 | 建営 | ・減災 | 退産と |
| 古都としての風格を保ちながら、 | 第2章 歴史を継承し、 文化を創造するまち | (1)歴史環境 | ①歴史的風土の保存 | | | | 歴史的遺産と共生するまちづくり |
| 格を招 | | | ②史跡の指定、保存・管理、整備及び活用 ③文化財の保存、調査・研究、情報の充実 | | | | |
| 保ちなが | | (2)文化 | ①文化活動の支援・推進 | | | | つくり |
| ら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち | 第3章 都市環境を 保全・創造するまち | (1)みどり | ①緑の保全等 ②都市公園等の整備・管理 | | | | |
| | | (2)都市景観 | ①良好な都市景観形成事業の推進 | | | | |
| | | (3)生活環境 | ①3Rの推進・ごみの適正処理②環境汚染の防止③まちの美化④次代に向けたエネルギー・環境対策の推進 | | | | |
| するまち | | | ⑤野生鳥獣等への対応 ⑥海浜の環境保全 | | | | |
| a | 第4章 健やかで心豊かに 暮らせるまち | (1)健康福祉 | ①地域生活の支援サービス ②市民の健康と安心づくりの推進 ☆ | | | | |
| | | (2)子育て | ①すべての子育て家庭への支援 ②子育て支援施設の整備 | | | | |
| | | (3)学校教育 | ①安全・安心で開かれた学校づくり ★ ②教育内容・教育環境の充実 ③学校施設の整備 | | | | |
| | | (4)青少年育成 | ①青少年の育成・支援 | | | | |
| | | (5)生涯学習 | ①多様な学習機会の提供と学習成果の活用 ②学習環境の整備・充実 | | | | |
| | | (6)スポーツ・ レクリエーション | ①市民スポーツ・レクリエーションの推進 ②スポーツ施設の整備 | | | | |

| 基本構想 <u>-</u> | | 第3期基本計画 | | | 計画の推進に | | | |
|--------------------|---------------------------|-----------|--|------|--------|-----------------|--|--|
| 将 | 将来目標 | 分野 | 施策の方針 | 向け | た考え | 考え方 | | |
| 将来都市像 古都とし | | (1)防災・安全 | ①地震対策・風水害対策の充実②危機管理対策③消防機能の整備・充実④防犯活動の充実・強化 | 市民自治 | 防災・減災 | 歴史的遺産と共生するまちづくり | | |
| ての | | (2)市街地整備 | | | 生する | | | |
| 古都としての風格を保ちながら、 | 第5章 安全で快適な 生活が送れるまち | (3)総合交通 | ①道路・交通体系の検討 ②交通安全意識の高揚 ③駐輪対策の推進 ④公共交通機関の輸送力の向上と利用の促進 | | | るまちづくり | | |
| 生き | | (4)道路整備 | ①道路・橋りょうの整備・維持管理 📩 | | | | | |
| る 喜 バ | | (5)住宅・住環境 | 住環境 ①鎌倉らしい住まいづくり | | | | | |
| 生きる喜びと新しい魅力を創造するまち | | (6)下水道・河川 | ①下水道の整備・管理②水辺環境の整備・創出・管理③下水道資源の有効利用 | | | | | |
| を創造 | | | ①農業・漁業の振興 | | | | | |
| する | 第6章 活力ある 暮らしやすいまち | (1)産業振興 | ②商工業振興の充実 | | | | | |
| まち | | (2)観光 | ①観光都市としての質の向上 ②安全で快適な観光空間の整備 ☆ ③地域が一体となった観光振興の推進 | | | | | |
| | | (3)勤労者福祉 | ①雇用支援の充実②働く環境の充実③技能振興の充実 | | | | | |
| | | (4)消費者対策 | ①消費者施策の推進 | | | | | |

^{★…「}安全な生活の基盤づくり」につながる目標と取組を記載している施策の方針について、表示をしています。 なお、「安全な生活の基盤づくり」については、36ページ「序章 施策の展開に向けて」をご参照ください。